浪速区スクールインターンシップ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浪速区役所(以下「区役所」という。)が浪速区内及び近隣に所在する大学、専門学校(以下「教育機関」という。)と連携・協力をし、浪速区内の大阪市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)において実施する教育活動の実習(以下「スクールインターンシップ」という。)の実施について必要な事項を定め、スクールインターンシップの適正な運営を確保することを目的とする。

(協定の締結)

第 2 条 区役所は、スクールインターンシップを実施するため、教育機関と協定を締結しなければならない。

(学生の実習資格)

- 第3条 スクールインターンシップにより研修を行う学生(以下「研修生」という。)は、 在籍する教育機関から、スクールインターンシップに関する課程の履修が認められ、かつ、 スクールインターンシップを受け入れる市立学校において実習の承認を受けなければな らない。
- 2 スクールインターンシップを行うことができる者は、次に掲げる要件を備えたものに限る。
 - (1) 区役所とスクールインターンシップに実施に関する協定を締結している教育機関に 在籍する学生であること。
 - (2) スクールインターンシップを行うことにより、在籍教育機関におけるインターンシップに関する課程を取得する意思のある者であること。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者はスクールインターンシップを行うことはできないものとする。
 - (1) 伝染のおそれのある疾病又は実習を行ううえで妨げとなる精神障害のある者
 - (2) 市立学校の正常な教育活動を妨げるおそれのある者
 - (3) その他区役所及び教育機関が不適切であると判断した者

(実施申請及び派遣決定)

- 第4条 スクールインターンシップの実施を希望する市立学校は、所定の様式によりスク ールインターンシップの実施を希望する旨を区役所に申請すること。
- 2 区役所は、前項により市立学校から申請があった時には、申請内容を審査し、適正であると認めたときは、教育機関と協議のうえ派遣に向けた調整を行う。

3 前項により協議が整った場合は、区役所から市立学校あてに研修生の派遣承認決定の 旨を通知する。

(辞退等の届出)

- 第5条 教育機関又は市立学校は、スクールインターンシップの派遣承認の決定後、やむを 得ない事由によりスクールインターンシップを実施することができない事態が生じたと きは、区役所の同意を得て、スクールインターンシップの実施の辞退又は期間等の変更す ることができる。
- 2 前項の規定により、スクールインターンシップの辞退又は活動内容の変更が決定した場合は、当該申出を初めに行った者が、所定の様式によりその旨を区役所あてに提出しなければならない。

(誓約書の提出)

第 6 条 研修生は、別途定める誓約書を、スクールインターンシップを実施する市立学校 (以下実施校)に提出しなければならない。また、教育機関は、この制約の遵守について 指導するものとする。

(報酬等)

第7条 区役所及び実施校は、研修生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交 通費などの経済負担を行わないこととする。

(学生への指導)

- 第8条 教育機関は、浪速区が実施するスクールインターンシップのための担当者を置き、 スクールインターンシップ実施計画の策定、研修生への実施前指導及び実施校との連絡 等にあたらせなければならない。
- 2 実施校は、研修生の指導教諭を定め、研修生の指導にあたらせるとともに実習状態及び 実習状況を的確に把握し、教育機関の指導に資するために教育機関が定める様式による 資料等を作成するものとする。
- 3 区役所は、教育機関及び実施校と綿密な連絡をとり、スクールインターンシップの適正 な運営の確保に努めなければならない。

(学生の青務)

- 第9条 研修生は、教育機関及び実施校の指導に誠実に従わなければならない。
- 2 研修生はスクールインターンシップ活動に際して知り得た情報(公開されているもの をのぞく)を、第三者へ提供、または不当な目的での利用等をしてはならない。なお、活 動終了後も同様とする。

(実施校の責務)

第 10 条 実施校は、教育機関の教育指導に資するため、研修生への指導を誠実に行わなければならない。

(事故責任等)

- 第11条 教育機関及び研修生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び個人賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 教育機関及び研修生は、研修生が故意又は過失をもって実施校又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(取消し)

- 第12条 区役所は、実施校におけるスクールインターンシップの適正な運営を確保するため、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、スクールインターンシップの派遣承認を取り消すことができる。
 - (1) 研修生が、第3条に規定する資格を欠くことが判明したとき。
 - (2) 実習期間中に、研修生が第9条の規定に違反したと認められるとき。
- 2 教育機関は、教育課程の適正な管理のため、実施校が実施期間中に、第8条第2項の規 定に違反したと認められるときは、浪速区スクールインターンシップの実施を取り消す ことができる。
- 3 区役所は、第1項の規定により、派遣承認の取り消しをしようとするときは、あらかじ め実施校及び教育機関の意見を聴かなければならない。
- 4 教育機関は、第2項の規定により、実施の取り消しをしようとするときは、あらかじめ 区役所の意見を聴かなければならない。
- 5 区役所は、第1項の規定により、派遣承認の取り消しをしたときは、文書により実施校 及び教育機関に通知しなければならない。

(終了通知)

- 第13条 実施校は、スクールインターンシップが終了したときは、所定の様式により区役 所に提出しなければならない。
- 2 区役所は、前項の規定により実施報告書の提出があったときは、速やかに、所定の様式により教育機関に報告しなければならない。

(調査)

- 第 14 条 区役所は、スクールインターンシップの実施状況等について必要があるときは、 教育機関から報告書を求めることができる。
- 2 教育機関は、スクールインターンシップの実施状況等について必要があるときは、区役 所から報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に掲げるもののほか、スクールインターンシップについて必要な事項は、 浪速区長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年11月4日から施行する。
- この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。